

## ●船舶運航事業者のヒューマンエラー防止のために（運輸安全マネジメント評価）

平成 17 年度に起きた運輸業界でのヒューマンエラーによる事故の多発を受けて、平成 18 年 10 月 1 日から、船舶事業関係法（海上運送法及び内航海運業法）の一部を改正する法律が施行され、船舶運航事業者における運輸安全マネジメントの実施状況を確認しております。

### ●概要

#### ヒューマンエラー防止にむけての取組の経緯

平成 17 年に入って、ヒューマンエラーが原因と考えられる事故等が多発しました。これらの事故・トラブルの多くに共通する因子として、システムの構成要素の 1 つである人間が、与えられた役割を果たせなかつことによるエラー、いわゆる「ヒューマンエラー」との関連が一般的に指摘されました。国土交通省は、その原因、背後関係の調査、再発防止及び未然防止の方向性を検討するために、「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、その検討会の中で、安全管理体制についての一つの方向性が出されました。

「ヒューマンエラー」には、うっかりミスや錯覚等により「意図せず」に行ってしまう狭義の「ヒューマンエラー」と、時間の短縮を図る状況に追い込まれて安全手順違反をするなど、行為者がその行為に伴う「リスク（危険性）」を認識しながら「意図的に行う不安全行動」があり、特に「意図的に行う不安全行動」の原因として、「不安全行動」を容認するような「職場環境・企業風土」というものがあるということが、同委員会から指摘されました。また、その「不安全行動」を防止するためには、運輸事業者において経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その安全管理体制の実施状況を国が確認する仕組みを導入することで、事業者内部における「安全意識の浸透」や「安全風土の構築」を図るメカニズムを組み込む必要性があることも指摘されました。そのためには事業者が、計画（Plan）、実行（Do）、検証・評価（Check）及び見直し（Act）の 4 段階に分けて行う手法「PDCA サイクル」の考え方を取り入れた「安全マネジメント態勢」を構築し、その継続的取組みを行うこと、国が事業者における「安全マネジメント」を含む安全管理体制の確認を行う「安全マネジメント評価」を実施すること等が必要である旨の新たな方向性が示されました。

#### 運輸安全マネジメント評価の開始

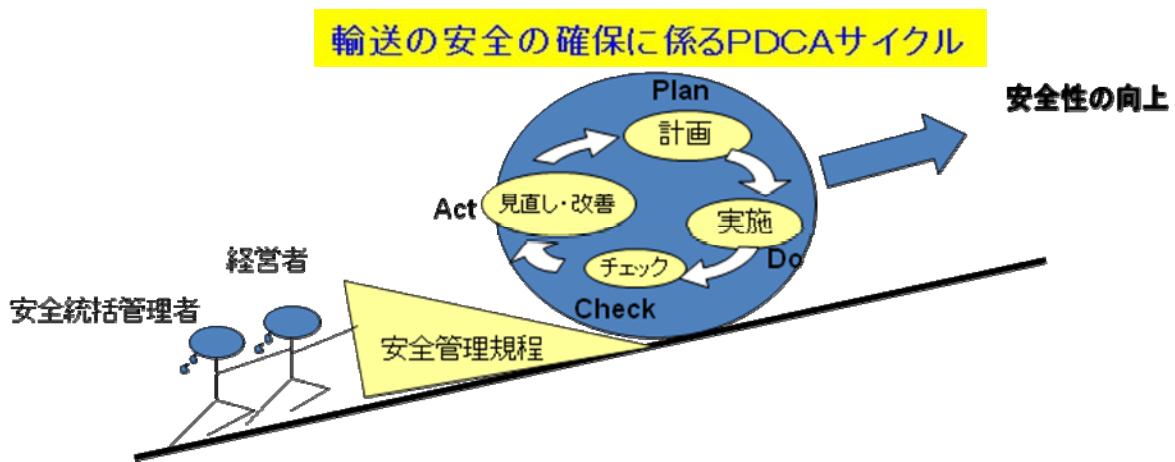
前記の委員会の指摘を踏まえ、平成 18 年 10 月に「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（運輸安全一括法）が施行されました。本法律の施行により、船舶運航事業者は、海上運送法、内航海運業法及びその関係省令等に従って、安全管理体制を構築し、構築した安全管理体制を記載した安全管理規程を作成し、それを国土交通省に対して届出を行う

ことや安全管理体制を構築、改善すること等について責任と権限を有する安全統括管理者（副社長、安全担当部長など）を選任し、国土交通省に対して届出を行うこと等が義務付けられ、また、国土交通省では、運輸安全マネジメント評価を開始しました。

従前より、沖縄総合事務局運輸部では海上運送法及び内航海運業法に基づき、運航管理監査を行っておりますが、これら運輸安全マネジメント評価と運航管理監査とは、いわば車の両輪として安全のより一層の確保を図ることをねらいとしています。また、運輸安全マネジメント評価は、行政が事業者を指導、監督するという立場ではなく、行政と事業者が一体となって、運輸の安全性を向上させるための方策を共に進めていこうとする姿勢で臨んでいます。

### 運輸安全マネジメント評価の実施

現在、国土交通省大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官や沖縄総合事務局運輸部の評価担当官が、各船舶運航事業者へ伺いまして、運輸安全マネジメントを実施する体制の構築状況及びその実施状況を確認・評価（運輸安全マネジメント評価）を行うことで船舶運航事業の安全性の向上をめざしております。



### 評価説明を受ける事業者



### ●運輸安全マネジメント導入に係る FAQ（沖縄海事モード版）

Q1.運輸安全マネジメント評価とはどのようなことをするのですか。

A1.運輸安全マネジメント評価は、事業者における運輸安全マネジメントの実施状況を国が確認するものであり、具体的には、事前に関係資料を精査するとともに、事業者の本社に立ち入り、社長に対する直接の聴取を含め、経営管理部門を対象として経営トップの安全確保に関する取組状況を聴取することとしており、そのことを通じて安全管理規程の実施状況を確認し、輸送の安全を確保する取り組みについて更なる改善・向上に資する講評・指摘を行うものです。

評価はあくまでも安全管理規程の更なる改善に向けた助言を国が行うことの目的としています。

Q2.運輸安全マネジメントとは何ですか。また、具体的にどのようなことを実施すればいいのですか。

A2.安全管理規程の作成義務付け事業者等においては、経営トップから現場までが、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上を図るため、

- ① 安全方針を策定する (Plan)
- ② 安全方針に基づく安全対策を現場において実施する (Do)
- ③ 安全対策の実施状況等をチェック (評価) する (Check)
- ④ ①で定めた方針を適切に見直す (Act)

という手順を継続的に繰り返し、輸送の安全のレベルアップを図るという「運輸安全マネジメント」を実施する体制を構築し、実施しなければなりません。

具体的には、安全マネジメントを実施するため、以下の事項を継続的に行うことで輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと等を内容とする輸送の安全に関する基本的な方針を策定する。  
(安全方針)
- ② ①の基本的な方針に基づき、事業者が達成したい成果として具体的な目標を定め、当該目標を達成するために必要な計画を作成する。(安全重点施策)
- ③ 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上内部監査その他の輸送の安全に関するチェックを実施する。(内部監査)
- ④ ③のチェックの結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。(見直しと継続的改善)

また、運輸安全マネジメントの実施に当たり、

- ① 現業実施部門との意見交換等による双方向の情報の共有及び伝達や事故、災害等における報告連絡体制の整備
- ② 運輸安全マネジメントの効果的な実施に資する人材の育成のための教育及び研修の

実施

等を行う必要があります。

Q3.「安全管理規程の作成・届出」、「安全統括管理者及び運航管理者の選任・届出」及び「安全情報の公開」の義務付けは、どのような事業者が対象となるのですか。

A3.「安全管理規程の作成・届出」、「安全統括管理者及び運航管理者の選任・届出」及び「安全情報の公開」の義務付けは、以下の事業者が対象となります。

(海上運送法)

- ・一般旅客定期航路事業者（法3）
- ・特定旅客定期航路事業者（法19の3①）
- ・人の運送をする貨物定期航路事業者（法19の5①）
- ・人の運送をする不定期航路事業者（法20②）
- ・旅客不定期航路事業者（法21①）

(内航海運業法)

- ・法第3条第1項の登録を受けた内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行うものを除く。）全て

なお、

- ・「内航海運業法に基づく船舶の貸渡しをする事業のみを行うもの（オーナー専業事業者）」については、法律上、何らの義務・責務も課されません。
- ・「海上運送法に基づく外航貨物航路事業者」及び「内航海運業法に基づく届出事業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行うもの（オーナー専業事業者）を除く）」については、「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」とする責務のみが新たに課されます。

各種届出書の様式及び雛形は、以下より入手できます。

- [安全管理規程設定届出書](#)（様式：沖縄総合事務局提出仕様）
- [安全管理規程変更届出書](#)（様式：沖縄総合事務局提出仕様）
- [安全管理規程（雛形）](#)
- [安全統括管理者選任（解任）届出書](#)（様式：沖縄総合事務局提出仕様）
- [運航管理者選任（解任）届出書](#)（様式：沖縄総合事務局提出仕様）
- [運航管理補助者選任（解任）届出書](#)（様式：沖縄総合事務局提出仕様）

Q4.運輸安全マネジメントを実施する必要性とメリットを教えて下さい。

A4 従前の運航管理制度の下では、

- ① 営業優先で利益を重視するトップが運航管理者の意見を尊重しない例、運航管理者の意欲や能力が停滞している例等安全対策の不徹底がみられました。
- ② 安全対策の水準は経営トップの安全意識に大きく左右される中で、安全対策を運航管理者任せとする等、企業全体として輸送の安全の確保に取り組む体制が十分でないことが見られました。

このため、経営トップ自らがリーダーシップをとり、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（いわゆるP D C Aサイクル）を活用する運輸安全マネジメントを実施することとしました。

輸送の安全の確保に継続的に努力することは当然のことですが、一般的に、企業が法令遵守等を行わない場合において、社会からの非難を浴びることとなり、会社として法令遵守により輸送の安全性の向上に努めていることを自ら示すことが、社会的評価の向上にもつながります。

Q5.評価において運輸安全マネジメントを実施していないことがわかつたらどうなるのでしょうか。また、評価の結果は公表されるのですか。

A5.評価により運輸安全マネジメントが適切に実施されていないことが確認された事業者に対しては、適切な指導を行うことにより改善を促すこととしています。

また、評価の結果の公表については、事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案し、個別の評価結果の内容を公表することは予定していませんが、当該評価の結果の概括的な情報をまとめ、ホームページ等で公表することを考えています。

関連情報 Website :

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/>